【Goレミット規約集（ビジネス用）】

【変更項目】

■修正箇所は下記の通り（変更・追加（削除）する文書は朱書き）です。

■文書追加により後続の条項を繰り下げております。

改定前	改定後
Goレミット共通規定（ビジネス用） 16. 規定の変更 本規定の内容は、法令の改正その他の理由に基づき変更する場合があります。その場合は、当行ウェブサイトへの掲示その他適切な方法によってお客さまに周知いたします。	16. 規定の変更 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規定を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、当行は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。
Goレミットオンライン送金サービスに関する規定（ビジネス用） 1．～ 6．（省略） 7. 当サービスのご利用の終了 ⑴当行の都合によりオンラインサービスの契約を解約または停止することがあります。その場合、当行は通常30 日前迄にお客さまに通知を行います。ただし、当行が必要と判断した場合、たとえばセキュリティー上の問題やその他当行との取り決めに対する違反があった場合などは、通知期間がそれより短い期間となること、または通知を行わないことがあります。	1．～ 6．（省略） 7. 当サービスのご利用の終了 ⑴当行の都合によりオンラインサービスの契約を解約、停止または変更することがあります。その場合、当行は通常30日前までにお客さまに通知を行います。ただし、当行が必要と判断した場合、たとえばセキュリティー上の問題やその他当行との取り決めに対する違反があった場合などは、通知期間がそれより短い期間となること、または通知を行わないことがあります。
8. 手数料 当行は、当行が別途定めるところにより、オンラインサービスに対する手数料をお客さまにお支払いただくことがあり、また30 日前迄に通知することにより手数料を変更することがあります。	8. 手数料 当行は、当行が別途定めるところにより、オンラインサービスに対する手数料をお客さまにお支払いただくことがあり、また次条に準じて手数料を変更することがあります。
9.当行が本規定を変更する権利 ⑴当行は、本規定の条件を変更することができます。その場合は、オンラインサービス、電子メールもしくは郵送等によるお客さまへの通知、または当行ウェブサイトへの掲示その他適切な方法によってお客さまに周知いたします。 ⑵当行は、本規定を変更する場合は、通常30日前迄に周知しますが、セキュリティーの保護または当行の管理能力を超えたその他の事情により、周知期間が短縮される場合があります。お客さまが前項の通知を受け取ったのちにオンラインサービスをご利用になった場合、お客さまは変更を承諾したとみなされます。	9. 規定の変更 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規定を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、当行は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。
11. 規定の準用 本規定に定めのない事項のうち、ご利用いただける方、申込み、本人確認書類、反社会的勢力との取引拒絶、個人情報の取り扱い、IDおよびパスワードの管理、解約・サービス停止、届出・登録事項の変更、営業日、免責事項、譲渡・質入れの禁止、適用法令、合意管轄、規定の変更、英訳の扱いなどビジネス用サービス共通の取扱いについては、当行の「Goレミット共通規定（ビジネス用）」により取扱います。	11. 規定の準用 本規定に定めのない事項のうち、ご利用いただける方、申し込み、本人確認書類、反社会的勢力との取引拒絶、個人情報の取り扱い、IDおよびパスワードの管理、解約・サービス停止、届出・登録事項の変更、営業日、免責事項、譲渡・質入れの禁止、適用法令、合意管轄、規定の変更、英訳の扱いなどビジネス用サービス共通の取り扱いについては、当行の「Goレミット共通規定（ビジネス用）」により取り扱います。